

みやぎ仙南農業協同組合 行動計画 (次世代法・女性活躍推進法 一体型計画)

男女ともに仕事と育児・介護を両立することを可能にし、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにすると共に、女性が就業を継続し活躍できる雇用環境の整備のために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 当組合の課題

- (1) 管理職に占める女性割合が男性に比べ比較的低い。
- (2) 女性の平均継続勤務年数が男性に比べ比較的小さい。

3. 目標と取組内容・実施時期

◎次世代法に基づく取り組み

目標1：男性職員の育児休業取得者を10%以上とする。

<対策>

- 令和7年 7月～ 各種会議の中で育児休業制度に関する研修を行う
- 令和7年 9月～ 内部広報誌等にて育児休業制度に関するお知らせを定期的に行う

目標2：毎月の平均時間外勤務を20時間以下にする。

<対策>

- 令和7年 4月～ ノー残業デイ実践の定着化を図るための管内放送継続および定期会議等での時間外勤務状況報告により注意喚起を行う
- 令和7年 4月～ 時間外勤務が規定を上回る職員に対しては産業医面談を継続する

◎女性活躍推進法に基づく取り組み

目標3：女性の管理職を30%以上とする。

<対策>

- 令和7年 5月～ 管理職へのステップアップとなる研修には女性職員の積極的な派遣を行う
- 令和7年 5月～ 管理職昇格において必要となる資格取得を推奨する

目標4：9～11年目の女性継続雇用割合を男性と同水準以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 共通研修および各部門専門研修への積極的派遣により能力向上を支援する
- 令和7年 4月～ 育児休業取得者に対する組合内情報の提供を継続する
- 令和7年 4月～ 産前産後休業取得予定者に対し復帰後の時短勤務や子の看護休暇制度等について個別に案内する